

令和 6 年度 私立専門学校等第三者評価

評価報告書

【専門学校社会医学技術学院】

令和 7 年 3 月 31 日

特定非営利活動法人 職業教育評価機構

目 次

I	総 評	1
II	中項目の評価結果	
	基準1 教育理念・目的・育成人材像	5
	基準2 学校運営	5
	基準3 教育活動	7
	基準4 学修成果	8
	基準5 学生支援	8
	基準6 教育環境	10
	基準7 学生の募集と受入れ	11
	基準8 財 務	11
	基準9 法令等の遵守	12
	基準10 社会貢献・地域貢献	13

I 総 評

基準1 教育理念・目的・育成人材像

専門学校社会医学技術学院(以下「当該専門学校」という。)は、学校法人日本リハビリテーション学舎(以下「設置法人」という。)が設置する厚生労働大臣指定の理学療法士作業療法士を養成する私立専門学校である。当該専門学校の前身は、昭和48(1973)年、東京都新宿区大久保に開設した夜間の理学療法士養成施設である。昭和55(1980)年、現在の東京都小金井市に移転し、専門学校の認可を受け、現在、医療専門課程理学療法学科(昼間修業年限3年)、理学療法学科(夜間修業年限4年)、作業療法学科(夜間修業年限4年)の3学科設置している。

3学科は文部科学大臣から職業実践専門課程の認定を受けている。令和6(2024)年5月1日現在、在籍数は396名である。

当該専門学校では、令和6(2024)年、作業療法学科夜間部の募集を停止し、令和7(2025)年4月、作業療法学科(昼間部修業年限3年)を開設する。

教育理念は、「本校は、人に寄り添い、生きることを支えるために、専門的知識及び技術を習得するとともに、深い人間愛と高い人間性を涵養し、社会に貢献する理学療法士・作業療法士を育てます。」と定め、次の五つの教育目標を掲げている。

- (1) 人の思いや痛み、苦しみや喜びを共感できる豊かな人間性の育成
- (2) 他職種と連携して自己の役割を果たせるコミュニケーション能力の育成
- (3) 人が抱える問題を論理的・創造的に解決できる思考力の育成
- (4) 科学的根拠に基づいた確かな専門知識・技術の育成
- (5) 専門職として生涯にわたり学習し、研鑽し続ける意欲の育成

上記の教育目標を達成するため、入学者受入れ方針、教育課程編成方針、卒業認定方針として、三つのポリシーを具体的に定めている。

教育理念等は学校案内、ホームページ、学生便覧に掲載し、また令和5(2023)年度からは玄関ホールにも掲示するなどして、学生をはじめ入学志願者や保護者、関連業界等にも広く周知している。

令和5(2023)年度に創立50周年を迎え、当該専門学校では、養成校のパイオニアとしての信頼を基礎に、時代のニーズに応える人材の育成を目標に、教育理念等を再確認し、学年毎の具体的な教育目標の整備を進めるとともに、運営を維持、発展させるための事業を明示した中期事業計画を策定している。

基準2 学校運営

設置法人は中期事業計画及び年度の事業計画をもとに運営方針を決定している。また、寄附行為及び私立学校法に基づき、法人運営を行っている。

学校では、学校運営に必要な事務及び教学組織を整備し、組織図、分掌規程及び人事等に関するルールを規定化し、運営しているが、分掌規程の決定プロセスの規定内容に不明瞭な部分があるため、今後、関係規程も含めた規定の整理が必要である。業務の遂行にあたっては、教務システム及び各種業務の必要性に応じた情報管理システムを運用して効率化を図っている。

事務職員に対する研修は、業務内容に応じて研修参加を指示しているものの計画化されていない。今後、

教員同様、研修計画の策定など、組織的な人材育成の取組が求められる。

基準 3 教育活動

当該専門学校の教育課程は、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則・指導ガイドラインに基づき、教育課程編成委員会の意見を聴取しながら編成している。

充実した臨床実習の実現を目指し、実習の手引について当該専門学校独自のマニュアルとしてブラッシュアップを図っている。

臨床実習場所は、厚生労働省指定臨床実習指導者講習会を修了し、実習指導者の要件を満たした指導者を有する病院等を実習施設として確保している。特に、診療参加型実習は、当該専門学校が実習施設の指導者に向け独自に開催している研修会などを通じて教員と協議しながら底上げを図っている。

成績評価基準は学則に規定し、成績評価に関する規程を定め、基準等は、学生便覧に掲載して周知している。授業科目ごとの評価はシラバスに明記し、授業開始時に学生に周知している。

成績評価及び卒業の認定等は、教育会議、成績会議、卒業判定会議において行い、客観性、統一性の確保に努めている。

理学療法士及び作業療法士の国家試験合格を目標として、各授業で段階的に教育、指導を行うとともに、最終学年で国家試験に向けた受験指導を行っている

教育の実施体制は、学科毎に学科長を中心に組織体制を整備し、関係する委員会及び構成員を明確にしている。教員研修は研修計画を作成し、指導力と教育力の向上に取り組んでいる。授業内容、教育方法の改善、向上を目的に全教員を対象に月 1 回 FD 委員会による研修会を実施している。

基準 4 学修成果

就職の目標は 100%とし、学生の特性や希望に沿って、求人数を十分確保し、就職活動を支援している。令和 5(2023)年度の就職を希望する学生は全員が就職している。

国家試験合格率は 100%を目指している。現実的な目標としては、全国平均を上回ることを掲げ、令和 4(2022)、令和 5(2023)年度は各学科とも目標を達成している。

国家試験対策委員会を中心に、これまでの知見を集約して策定した国家試験対策マニュアルに基づき、各学年及び既卒者に対する指導について計画的に実施し成果を上げている。

卒業生に対する評価は、卒業後 3 年目の卒業生と就職先へのアンケートで評価している。特に、就職先からは社会人としての素養に関して高い評価を得ている。

基準 5 学生支援

就職活動の支援組織としてキャリア支援室を置き、求人情報の収集、就職の手引き、各種ガイダンスなどによる学生の就職活動を支援、指導している。

中途退学者数の推移は毎年分析して把握し、入学前の十分なオリエンテーションと入学後は各担任が学生面談を定期的実施して学生の状況を把握するなどの対策を講じている。

学生相談はプライバシーの保護を厳守し、学生相談室を設置し、臨床心理士であるカウンセラーが定期的に学生相談に応じている。相談件数が増加していることから、令和 5(2023)年度から 1 名増員し、対応日数を増加させて相談に応じている。

在学中の経済的支援策は、独自の奨学金等及び公的な奨学金制度について紹介し、相談に応じている。特に医療施設と提携した奨学金や授業料の分納など学生の状況に合わせた支援の仕組みを構築している。

健康管理は定期健康診断を年 1 回実施し、感染症に関する予防などについて校内掲示などで周知している。また、近隣の診療所と校医契約を結び校内に救護室を設けている。

保護者会は、入学前にガイダンスと個別相談会を開催して、教育内容と学生生活への理解を深め、連携を図る機会としている。また、担任、学科長等は、希望に応じて随時保護者と連絡をとっている。

当該専門学校は昭和 58(1983)年より同窓会を設立し、同窓会を通じて卒業生との連携を図っている。

令和 5(2023)年度は創立 50 周年事業を同窓会と共催するなど同窓会と教職員との交流の機会を設けるとともに実技研修会を再開している。

基準 6 教育環境

施設・設備等は関係法令、専修学校設置基準及び理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則・指導ガイドラインの基準を満たしている。教材は学生数に応じて備えている。各階のラウンジの空きスペースを有効活用して食事、休憩と学習の場として提供している。図書室には蔵書を配架し、閲覧に必要なスペースを設けている。

教育上必要な備品、機器等は計画的に点検、修理を行い、不足するものは常時補充している。劣化程度のチェック、指定規則の変更に伴う計画的な購入も行っている。

臨床実習の実施では、学生の実習に必要な十分な実習施設を確保している。実習前には臨床実習指導者会議を開催して臨床実習指導者と実習内容等を確認し、実習中には教員が実習指導者を訪問し、実習の進捗状況等を把握している。臨床実習の評価は、実習終了後に学内で行う実習後セミナーにより教育効果を確認した上で総合的に行っている。

防災では、自衛消防隊を組織し、消防計画を所轄の消防署に届出ている。防災管理者を中心に防災の管理体制として教職員の役割を明文化し周知している。避難訓練は年1回、昼間部と夜間部それぞれで実施している。

防犯対策では不審者への対応マニュアルを整備し、校舎及び校内にカメラを設置、監視している。学生、教職員、来訪者は名札を着用して入校者の管理を徹底している。

基準 7 学生の募集と受入れ

学生募集要項に学科ごとの定員、入学試験内容、募集時期、学納金等を明示している。募集時期は、公益社団法人東京都専修学校各種学校協会の自主規制ルールに沿って適切に行っている。

学校案内は、教育理念、入学後の学科毎の学習の流れ、就職実績等を掲載し、入学希望者等に配布するとともに、学校ホームページに掲載している。

学生募集活動は、高等学校進学説明会、会場ガイダンスなどに参加し、教育活動の特徴などを積極的に広報している。オープンキャンパスでは学校説明、体験授業、個別相談にも応じている。また、協力施設と連携し、職場見学会も行っている。

入学選考方法を学生募集要項に明示し、基準に従い適正かつ公平に行い、可否を判定している。

創立以来、学ぶ意欲のある学生を支援するため、学納金は可能な限り安く設定することを方針とし、都内の養成校では最も安い水準にある。

基準 8 財務

当該専門学校は、令和 3(2021)年度から令和 5(2023)年度までの 3 期の収支は、黒字を維持しているが、中途退学者及び令和 5(2023)年度の定員未充足により収入は減少している。今後、入学希望者・入学者の確保及び休・退学者の防止対策を図り、定員充足を図ると共に、柔軟な人員配置や業務効率化により財務安全性を高めることが望まれる。

教育理念・教育目標達成のため中期計画を策定している。さらに、計画実現に向けた運営方針と年次事業計画により、予算は年次事業計画に沿ったものとなっている。予算の編成及び執行管理は設置法人が会計規程に基づいて行い、予算決算等理事会で審議、決定し、評議員会に報告している。

私立学校法及び寄附行為に基づく監事監査を実施するとともに、業務や計算書類の適正性を担保するために、会計監査人監査を実施している。いずれの監査報告書も理事会に提出されている。

寄附行為に財産目録等の備付け及び閲覧の規程を整備し、財務情報公開体制を整備して法定の財務書類等を公開している。

基準 9 法令等の遵守

関係法令に基づいて学校運営を行い、必要な規程、規則等を整備し、適切に運用している。学則の変更をはじめ学校運営に必要な諸届は法令等に基づいて適正に行っている。

ハラスメント対策委員会を設置し、学生及び教職員の相談窓口を設け、顧問弁護士が対応している。特に臨床実習時の対応は臨床指導者に対して、ハラスメント対策委員会が適切に対処することを連絡会議等で依頼している。

個人情報保護規程に基づき、必要な委員会等の組織体制を整備し、個人情報の保管状況一覧表を作成して、個人情報の管理区分毎に保存媒体、保存場所、保存方法等について明確にして管理している。

学校評価では自己評価委員会を設置して、文部科学省策定の専修学校における学校評価ガイドラインに基づき、毎年度実施している。学校関係者評価は、学校関係者評価委員会を設置し、自己評価に対する評価を行い、結果を報告書にまとめている。評価結果は学校ホームページで公表している。当該専門学校では、それぞれの評価結果に従い継続して改善に取り組んでいる。

基準 10 社会貢献・地域貢献

学校の教育資源を活かした社会貢献、地域貢献活動を推進するため、地域貢献委員会を設置し、地域団体や住民との連携協力体制を構築し活動している。

地元自治体の小金井市からリハビリテーション活動支援事業を受託し、地域のリハビリテーション専門職と連携して高齢者を対象に介護予防体操の普及事業に取り組んでいる。また、地域住民向けの健康増進や交流促進イベントなどを積極的に展開している。

学校の施設は地域活動における会場貸出しをはじめ、図書室の一部の一般開放や卒業生の施設利用など、教育活動に支障のない範囲で開放を進めている。

学生のボランティア活動への支援は、地域貢献委員会が情報提供から活動報告までを一元化して管理している。学生ボランティアの要請があれば、学生に対し教育上の支障が無い範囲で、情報提供している。

今後も、ボランティア活動については、教育活動とのバランスに留意しながら推進し、多くの学生、教職員が関わることで地域社会とのつながりを深めることを目指すことにしている。

II 中項目の評価結果

基準1 教育理念・目的・育成人材像

1-1 理念・目的・育成人材像	
可	<p>教育理念は、「本校は、人に寄り添い、生きることを支えるために、専門的知識及び技術を習得するとともに、深い人間愛と高い人間性を涵養し、社会に貢献する理学療法士・作業療法士を育てます。」と定め、五つ教育目標、三つのポリシー（入学者受入れ方針、教育課程編成方針、卒業認定方針）を明文化して、理学療法士・作業療法士の養成に取り組んでいる。</p> <p>教育理念等は学生便覧に明記し、学生に周知・徹底している。また、学校案内、学校ホームページに掲載し、入学希望者をはじめ保護者や関連業界等にも周知している。</p> <p>育成する人材要件は、卒業生、就職先、臨床現場から、アンケート等で確認している</p> <p>令和6(2024)年度から5か年の新たな中期事業計画を策定している。中期事業計画は立案の段階で教職員に開示し、意見を求めるとともに、所轄庁、職能等関係団体、マスメディアからの情報も計画策定に活かしている。中期事業計画は、教職員への説明会を開催して理解と周知に努めるとともに、学校関係者評価委員会にも報告している。</p> <p>理念等の達成に向けた特色ある教育活動として、臨床実習における診療参加型臨床実習があげられる。診療参加型臨床実習は、学生が診療チームに参加し、その一員としてリハビリテーション業務を分担しながら、職業的な知識・思考法・技能・態度の基本的な内容を学ぶことを目的としているものである。</p> <p>実習の実施にあたって、総合臨床実習指導者会議で指導と協力を依頼している。</p> <p>学校主催の研修会においても診療参加型臨床実習の内容や方法論について、意見交換し、指導力向上を図っている。</p> <p>また、多職種連携を想定した授業として、近隣の看護専門学校と連携し、事例検討の合同カンファレンスを行い、互いの職種の専門性を理解し協同することの重要性を学んでいる。</p> <p>作業療法学科では、WFOT(世界作業療法士連盟)認定を受け、国際水準の教育力の確保に取り組んでいる。</p> <p>※WFOT(世界作業療法士連盟):1952年に設立された作業療法士の国際機関のこと。各国の作業療法士協会と連携して、国際協力の推進、作業療法の技術を向上への活動を行っている。当機関の認定要件は、教育課程・教員数・臨床実習時間など、WFOTの定めている作業療法士の教育水準を満たしていること。</p>

基準2 学校運営

2-2 運営方針	
可	<p>運営方針は、学内の運営会議で策定し、理事会、評議員会の承認を受けている。運営方針に従い、校長、副校長、学科長を中心に教育活動、学校運営を行っている。教職員には文書及び年度当初の説明会において周知している。</p>

2-3 事業計画	
可	<p>令和 6(2024)年度からの新たな中期事業計画に基づき、教職員は目標達成に関わる部門、部署を明確にして目標の共有に努め、中期事業計画に沿った単年度の事業計画を策定し、予算編成を行っている。</p> <p>事業ごとの予算・執行状況は、運営会議及び各委員長を加えた拡大運営会議において毎月把握し、年度末に、当該年度の課題と次年度の取組について審議している。</p>
2-4 運営組織	
可	<p>設置法人は、私立学校法、寄附行為に基づき、理事会、評議員会を開催し、必要な審議を行い、議事録を作成し、保管している。寄附行為は必要に応じて理事会等で審議し、改正している。</p> <p>学校では、学校運営に必要な事務及び教学組織を整備し、組織図及び人事等に関するルールを規程化し、運営している。</p> <p>学校運営に必要な規則・規程の整備は進んでいるが、各種会議、委員会規程には、所管事項のみ規定となっている。当該規程には、決定事項、構成委員等、会議運営に必要な内容を加えることが望まれる。</p> <p>なお、当該専門学校では、現在、事務職員に対する研修は、業務内容に応じて研修参加を指示することはあるものの、計画化されていない。学校運営に携わり、教育活動を共に支える事務職員の意欲・資質向上を図るためにも、研修計画の策定など組織的な人材育成の取組が求められる。</p>
2-5 人事・給与制度	
可	<p>教職員の採用や給与の支給等は、就業規則、給与規程等を整備し、運用している。また、教職員の採用は一般公募を原則としている。</p> <p>人事考課制度については、日常業務の検証・効率化に活かすための仕組みの検討などを進めている。</p>
2-6 意思決定システム	
可	<p>組織図、分掌規程等により意思決定に関する仕組みを整備している。意思決定は稟議書で行われている。</p> <p>当該専門学校の分掌規程は、決定権限と分掌内容の規定が混在しているため、決定プロセスが不明瞭になっている部分がある。学内の意思決定における責任体制の明確化は重要で、関係規程の整理等を行い、教職員への理解を深めることが望まれる。</p>
2-7 情報システム	
可	<p>学生に関する情報は、教務システムを運用して管理している。また、各種業務も業務システムを運用して業務の効率化を図っている。</p> <p>ネットワーク機器、システムの更新、個人情報へのアクセス制限については、情報セキュリティ委員会と事務部門が連携して取組んでいる。</p> <p>データの更新、メンテナンス、サーバーの更新及び管理は、専門業者に委託している。</p> <p>当該専門学校では、昨今の情報環境の変化に対応するため、情報漏洩防止、セキュリティ対策及びインターネット利用規程の見直しを予定している。</p>

基準3 教育活動

3-8 目標の設定	
可	<p>教育理念、教育目標に基づく学修成果目標として、卒業認定方針(ディプロマ・ポリシー)を定めている。国家試験合格レベルに到達させ、卒業時には、理学療法士及び作業療法士資格を取得することを具体的な達成目標としている。</p>
3-9 教育方法・評価等	
可	<p>教育課程編成方針(カリキュラム・ポリシー)及び専修学校設置基準並びに理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則・指導ガイドラインに基づき、教育課程を編成している。</p> <p>編成にあたって、教育課程編成委員会における外部委員の意見も踏まえて編成している。</p> <p>教育課程内容として、授業時間数、授業科目等は、指定規則・指導ガイドラインを上回る実施内容としている。</p> <p>教育理念等と教育課程の関連性については、カリキュラムマップを作成している。また、授業科目は、一般教育目標、行動目標及び成績評価の方法を明記したシラバスを作成し、学生に配付している。</p> <p>各授業科目の目標に応じて、講義、演習、実習など、適切な教育方法を選択し、学生が能動的に学び、学習内容を修得できるように、グループワークやアクティブラーニングなど授業方法を工夫している。</p> <p>臨床実習を通して、キャリア教育を行うことを方針としている。臨床実習のガイド、臨床実習手引きにキャリア教育としての意義、指導方法、教育内容、振り返りのためのポートフォリオ等を示している。臨床実習前には指導者会議を開催、実習中、実習後には指導者等からの意見聴取し、キャリア教育としての成果を確認している。</p> <p>教育課程は、毎月定例開催する教務委員会を中心に検証している。また、教育課程編成委員会の外部委員の意見も反映させており、臨床実習指導者会議、研修会などを通じて、実技指導のあり方の検討も進めている。</p> <p>授業評価は、前期及び後期に全授業科目を対象に学生アンケートを実施している。集計結果の活用方法は今後の検討課題としている。</p>
3-10 成績評価・単位認定等	
可	<p>成績評価、修了認定基準等は学則及び規程に定め、学生便覧に掲載して学生に周知している。また、授業科目ごとの成績評価方法は、シラバスに明記している。</p> <p>成績評価等は、教育会議、成績会議、卒業判定会議で審議の上決定し、客観性・統一性の確保に努めている。</p> <p>入学前及び他の教育機関の履修単位の認定は、学則及び規程を定め、教育会議において認定している。</p>
3-11 資格・免許の取得の指導体制	
可	<p>当該専門学校は理学療法士及び作業療法士の指定養成施設で、国家資格の取得は教育課程上明確になっている。各授業では段階的に教育・指導を行うとともに、最終学年で国家試験に向けた受験指導を行っている。</p> <p>国試対策特別委員会を設置し、最終学年の国試試験対策、模擬試験、試験問題の分析等を行っている。国家試験対策マニュアルを作成し、学力等に応じ、個別指導やグループ学習で</p>

	指導している。また、指導強化を目的に、外部講師を招聘した補習授業も実施している。 既卒者への指導は、キャリア支援室で定期的な面談や指導、模擬試験を行っている。
3-12 教員・教員組織	
可	<p>教員の採用は、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則・指導ガイドラインによる資格要件を確認の上、模擬授業による教授能力の評価を行って、決定している。</p> <p>教員組織は、校長、学科長を置き、学科ごとに教員を配置している。各学科では、学科長を中心に連携、協力して業務を行っている。</p> <p>専任教員と非常勤講師は、日常的に打合せを行っている。教員一人当たりの授業時間は各学科長が把握し、特定の教員に業務が偏らないように調整を行っている。</p> <p>研修規程に基づき研修計画を策定し、教員の資質の向上に取り組んでいる。学術集会及び研修会への参加費用は、予算化され、大学院等への進学も支援している。学会での研究発表等に当たっての倫理審査も実施している。</p> <p>また、当該専門学校では、授業内容、教育方法の改善、向上を目的に、全教員を対象に月1回FD委員会による研修会を実施している。</p>

基準4 学修成果

4-13 就職率	
可	就職率は、100%を目標としている。キャリア支援室と担任が学生の就職活動状況を把握している。学生の特性や希望に沿って、就職活動支援に努め、就職を希望する学生は全員が就職している。
4-14 資格・免許の取得率	
可	<p>国家試験合格率は、100%を目指している。一方で、現実的な目標としては、全国平均を超えることを掲げている。令和4(2022)、令和5(2023)年度は目標を達成している。</p> <p>令和5(2023)年度の新卒者の合格率は、理学療法学科昼間部 98.3%、同夜間部 100%、作業療法学科 100%である。</p>
4-15 卒業生の社会的評価	
可	<p>卒業後3年目の卒業生及び就職先にアンケートを実施して、卒業生の状況を把握している。就職先からは、コミュニケーション能力や対人関係など、社会人としての素養に関して高い評価を得ている。</p> <p>当該アンケートは10年を経過しているため、今後は、回収率の向上を図り、調査目的である雇用者側の満足度や社会的評価の把握の精度を上げることが課題で、改善策を検討することになっている。</p>

基準5 学生支援

5-16 就職等進路	
可	<p>キャリア支援室を設置し、最終学年の担任と連携して学生の就職活動を支援、指導している。学生の就職状況は各学科会議で共有している。</p> <p>キャリア支援室では、求人情報の収集、就職手引の作成、各種ガイダンスの開催など、学生の就職活動を具体的に支援、指導している。</p> <p>求人票情報はデータベース化して学生がスマートフォンでも閲覧できるようにしている。</p>

	<p>関連業界と連携し、web サイトによる就職説明会、就職活動講演会や就職試験の要点についてのセミナーも開催している。</p>
5-17 中途退学への対応	
可	<p>中途退学者数の推移を把握し、要因等について毎年分析している。当該専門学校の令和 3 (2021) 年度から令和 5 (2023) 年度までの全体の中途退学率は、4.5%、6.3%、4.7%で推移している。</p> <p>中途退学の要因は、入学直後の進路不安、臨床実習前後、成績の低迷があげられている。このことに対して、入学前の十分なオリエンテーションや学習指導、担任による定期面談を実施することで早期に中途退学等の兆候把握に努めている。また、心理面の要因に対しては、専任カウンセラーへの相談を促している。</p>
5-18 学生相談	
可	<p>学生相談は担任が応じているほか、学生相談室を設置し、臨床心理士資格を持つ専任カウンセラー2 名を配置し、毎週 3 回、月 2 回土曜日に開室している。学生には入学時のオリエンテーション及び学内の掲示等で案内している。</p> <p>相談件数が増加していることから令和 5 (2023) 年度から、カウンセラーを 1 名増員している。相談室の利用状況は、プライバシー遵守の上で、把握し、適宜、担任と連携している。</p> <p>医療的な対応が必要な場合は、学生の主治医への相談を促すことや、関係医療機関を紹介している。</p>
5-19 学生生活	
可	<p>在学中の経済的支援策は、独自の奨学金等及び公的な奨学金制度について紹介し、相談に応じている。特に医療施設と提携した奨学金や授業料の分納など学生の状況に合わせた支援の仕組みを構築している。</p> <p>健康管理は定期健康診断を年 1 回実施し、感染症に関する予防などについて校内掲示などで周知している。</p> <p>また、校医を選任し、校内に救護室を設け、教員が使用連絡票で管理している。</p> <p>課外活動は学校に団体登録をして施設や備品を利用する仕組みとしているが、各団体の活動は学生自治会が管理し、活動資金も自治会よりそれぞれの団体へ交付している。</p>
5-20 保護者との連携	
可	<p>全学科を対象に教育内容等の理解を深めるために、入学前に保護者向けのガイダンスと個別相談会を開催している。</p> <p>成績、心理面等に課題がある場合には、担任、学科長等が面談するとともに、状況に応じて学生相談室と連携して対応している。緊急時の保護者への連絡は、連絡体制を確保している。</p>
5-21 卒業生・社会人	
可	<p>昭和 58 (1983) 年に同窓会を設立し、同窓会を中心に卒業生との連携を図っている。</p> <p>令和 5 (2023) 年度は創立 50 周年事業を同窓会と共催し、同窓会と教職員との交流の機会となった。また、コロナ禍で中断していた総会、実技研修会も再開している。</p> <p>キャリア支援室が卒業生に対する窓口で、再就職、キャリアアップ等の相談に応じている。研究助成金制度は卒業生も利用でき、研究活動を支援している。</p> <p>社会人の学ぶ機会として、夜間部及び科目履修制度を設けている。図書室の利用は、社会人学生に配慮して、開校時間内及び土曜日は 13 時～18 時を利用時間としている。</p>

基準6 教育環境

6-22 施設・設備等	
可	<p>施設・設備等は関係法令、専修学校設置基準及び理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則・指導ガイドラインの基準を満たし、教材、教具は学生数に応じて備えている。</p> <p>各階のラウンジスペースを有効活用して食事、休憩と学習の場として提供している。</p> <p>図書室には専門分野の蔵書を配架し、閲覧に必要なスペースを設けている。学生による施設使用は許可申請書により可能な範囲で行っている。</p> <p>施設のバリアフリー化は、玄関の自動ドア、エレベーターの設置などで対応をしている。</p> <p>校舎等の環境衛生では、外部委託により日常清掃、定期清掃、空調環境、植栽管理等を行っている。感染症対策は手指消毒剤の設置を継続している。</p> <p>教育上必要な備品、機器等は計画的に点検、修理を行い、不足するものは常時補充している。</p> <p>施設・設備は定期点検を実施する他、耐用年数などを考慮し、更新・整備計画に従い修理、改修を計画的に行っている。</p>
6-23 学外実習・インターンシップ等	
可	<p>学外実習は理学療法学科、作業療法学科ともに、必修科目である臨床実習を実施している。当該専門学校では、十分な学外実習施設を確保し、実習先とは依頼・承諾の文書を交わしている。</p> <p>学生、臨床実習指導者、担当教員の三者が実習内容を共有するため、臨床実習ガイドを作成している。当該ガイドには、目的、目標、進め方、注意事項等を記載した実施要領、実習指導者が評価等を記入する指導報告書、学生の振返りに使用するポートフォリオ書式など、実習に必要なすべての情報、資料、記入様式を備えた学校独自のマニュアルとなっている。</p> <p>実習前には臨床実習指導者会議を開催して臨床実習指導者と実習内容等を確認している。実習中には教員が実習指導者を訪問し、実習の進捗状況等を把握している。</p> <p>臨床実習の評価は、実習先指導者、学校における実習前後評価、実習終了後に学内で行う症例発表等による実習後セミナーの評価との割合を定め、総合評価している。</p> <p>学校行事の体育祭、文化祭の運営は、学生自治会に委ねている。行事の案内は学校ホームページ等で行っている。</p>
6-24 防災・安全管理	
可	<p>防災対策として自衛消防隊を組織し、消防計画を所轄の消防署に届出ている。避難訓練は年1回、昼間部と夜間部それぞれで実施している。校舎内は廊下、教室の必要な個所に避難経路、緊急地震警報時の対応を分かりやすく表示し、緊急事態に備え AED も設置している。</p> <p>大規模災害発生時に学生、教職員の安否を確認システムも導入し、防災備蓄品も必要なものを保管している。建物の耐震診断は合格済であり、備品の転倒防止も行っている。</p> <p>消防設備の保守点検及び衛生設備の定期点検も実施している。</p> <p>カメラを校舎外周と玄関内に設置し、学生、教職員、来訪者は名札を着用させ不審者の立入り防止策を講じている。</p> <p>また、事故等発生に対応する傷害対応、感染症対応のマニュアルを整備している。学生は学内や実習施設における事故や怪我に対応できる学生傷害保険に加入している。</p>

基準7 学生の募集と受入れ

7-25 学生募集活動	
可	<p>高等学校及び会場ガイダンスなどの進学説明会に参加し、理学療法士、作業療法士の業務内容の説明や当該専門学校の教育の特色などを積極的に紹介している。</p> <p>高校教員用に、国家試験の合格率、進級・卒業率や就職率など学校の特色と特長をまとめた資料を作成し、高校訪問などで配付し、説明している。</p> <p>オープンキャンパスでは学校説明、体験授業、授業見学、個別相談などを行うほか、職場見学会、仕事講座、卒業生を招いた特別イベントなども開催している。入学相談には随時対応しており、個別の学校見学等にも応じている。保護者に対しては、学修成果や教育内容の資料に基づいて、オープンキャンパスにおいて説明している。</p> <p>学生募集は、公益社団法人東京都専修学校各種学校協会の自主規制ルールに沿って開始している。</p> <p>入試の区分は入学希望者の状況に応じて、AO 入試、社会人入試、指定校推薦入試、高校推薦入試、一般入試を実施している。</p>
7-26 入学選考	
可	<p>入学者受入れ方針(アドミッション・ポリシー)を定め、学生募集要項に明記している。</p> <p>入学選考方法は学生募集要項に基準等を明記している。選考は、基準等に基づき、適正かつ公平に実施し、教育会議において合否を判定している。</p> <p>応募者の情報、試験の成績などの情報は適切に管理している。</p>
7-27 学納金	
可	<p>学納金は学校教育に必要な費用を算定し、理事会で承認し、決定している。夜間部は平成19(2007)年、昼間部は平成 28(2016)年以降学納金を変更していないことから、都内の養成校では最も安い水準にある。</p> <p>徴収する学納金の詳細は学生募集要項、学校ホームページに明示している。</p> <p>入学辞退者に対する授業料の返還の取扱は、学生募集要項に明示し、入学辞退届の提出を受け、適正に取扱っている。</p>

基準8 財務

8-28 財務基盤	
可	<p>当該専門学校においては、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度まで3期間の収支は黒字を維持しているが、中途退学者等が一定数見受けられることに加え、令和5(2023)年度の入学者比率が減少したため、収入は減少している。</p> <p>当該専門学校では定員充足に課題のある作業療法学科夜間部の募集を停止し、令和7(2025)年度から昼間部を開設するなどの対応策を講じている。経費節約等の努力はあるものの、収支状況は減少している。</p> <p>入学希望者・入学者の確保及び休・退学者の防止対策を図り、定員充足を図ると共に、柔軟な人員配置や業務効率化により財務安全性を高めることが望まれる。</p>

8-29 予算・収支計画	
可	<p>教育理念・教育目標を中期計画に反映させる基本方針を揚げ、目的実現のための運営方針が策定されている。</p> <p>また、中期計画実現のための年次事業計画が策定され、予算は年次事業計画に沿ったものとなっている。予算の編成及び執行管理に関して、設置法人で、会計規程が整備され、事業計画・予算・補正予算は理事会に上程され、評議員会に報告されている。</p> <p>次期中期事業計画(令和 6(2024)度から令和 10(2028)年度)では、財務基盤安定のため、学生確保・経費節減が上げられ、令和 6(2024)年度の事業計画では、学生募集の継続的強化、留年・休学・退学者の抑制を重点課題とし、予算では、在籍者数を反映した学生生徒等納付金収入が計上され、人件費の抑制が図られている。</p>
8-30 監査	
可	<p>設置法人では、私立学校法及び寄附行為に基づく監事監査を実施している。監査報告書は、法令に従い理事会等に提出されている。また、法定義務ではないが、業務や計算書類の適正性を担保するため、会計監査人による外部監査を実施し、会計監査人の監査報告書は理事会に提出されている。</p>
8-31 財務情報の公開	
可	<p>寄附行為に財産目録等の備付け及び閲覧の規程を整備し、財務情報公開体制を整備して法定の財務書類等を公開している。</p> <p>大学設置法人ではないため、インターネットの利用による公表は義務付けられていないが、事業方針やその内容を分かりやすく説明し理解を得るために、法定の財産目録等(事業活動収支計算書は過年度分含む)に加えて事業計画も学校ホームページに掲載し、積極的な情報公開に取り組んでいる。</p>

基準9 法令等の遵守

9-32 関係法令、設置基準等の遵守	
可	<p>学校教育法、専修学校設置基準及び理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則・指導ガイドラインに基づいた学校運営を行い、必要な規則、規程等を整備し、運用している。学則の変更をはじめ学校運営に必要な諸届は法令等に基づいて適正に行っている。</p> <p>ハラスメント対策委員会を設置し、学生及び教職員が利用できる相談窓口を設け、顧問弁護士が対応している。</p> <p>学生には、新年度のガイダンス及びクラスルームにおいてハラスメントに対する注意喚起を行い、基礎力講座において防止教育を行っている。また、最終学年にはハラスメントに関するアンケートを実施し、結果を学生、教員、実習先に公開している。</p> <p>教職員にはハラスメント対策委員会がコンプライアンスを含めたハラスメント防止に関する研修を行い、教員には、授業が始まる前に、注意喚起を行っている。</p> <p>臨床実習における対応は、学内同様に相談窓口を通じてハラスメント対策委員会が適切に対処することとしており、臨床指導者会議において説明と注意喚起を行っている。</p>
9-33 個人情報保護	
可	<p>個人情報保護規程に基づき、必要な委員会等組織体制を整備し、個人情報の保管状況一覧表を作成して、個人情報の管理区分毎に保存媒体、保存場所、保存方法等について整理し</p>

	<p>管理している。</p> <p>臨床実習時において、学生の個人情報を外部に知らせる場合は、実習先に対して情報保護に関する注意喚起を行っている。学生に対しては、実習時に個人情報を取扱う場合は、臨床実習ガイドに注意事項を掲載し、ガイダンスや実習前のオリエンテーションで指導している。</p>
9-34 学校評価	
可	<p>学校評価では自己評価委員会を設置して、文部科学省策定の専修学校における学校評価ガイドラインに基づき自己点検・評価を毎年度実施している。学校関係者評価は、学校関係者評価委員会を設置し、自己評価に対する評価を行い、結果を報告書にまとめている。評価結果は学校ホームページに掲載して公表し、それぞれの結果に従い改善に継続的に取り組んでいる。</p>
9-35 教育情報の公開	
可	<p>専門学校における情報提供等への取組に関するガイドラインに沿って、情報提供項目と、職業実践専門課程の認定要件に規定する基本情報を学校ホームページに掲載している。掲載情報は毎年更新している。</p> <p>学校案内には学校概要、教育内容、教職員の情報等を掲載し、入学希望者や保護者などにわかりやすく紹介している。</p>

基準10 社会貢献・地域貢献

10-36 社会貢献・地域貢献	
可	<p>学校の教育資源を活かした社会や地域への貢献活動を推進するため、地域貢献委員会を設置している。</p> <p>以下のように、学校の専門性を活かし、地域団体や住民との連携協力体制を構築し活動している。</p> <p>地元自治体の小金井市からリハビリテーション活動支援事業を受託し、地域のリハビリテーション専門職と連携して高齢者を対象とした介護予防体操の普及をはじめ、地域住民向けの健康増進や交流促進イベント、介護職者向けのオンラインセミナーなどを展開している。</p> <p>また、中学校、高等学校へのキャリア教育への講師派遣や実習施設などにおける職場見学の受入れなど、次世代育成にも積極的に取り組んでいる。</p> <p>学校の施設は地域活動での会場貸出しをはじめ、図書室の一部の一般開放や卒業生の施設利用など、教育活動に支障のない範囲で地域等への開放を進めている。</p>
10-37 ボランティア活動	
可	<p>学生のボランティア活動への支援は、地域貢献委員会が情報提供から活動報告までを一元的に管理している。学生ボランティアの要請があれば、学生に教育上の支障が無い範囲で情報提供している。</p> <p>地域貢献委員会ではボランティア情報取扱いに関するガイドラインを策定し、ボランティア活動の参加に際して注意が必要な事項を具体的に示し、ボランティア活動の支援に取り組んでいる。</p> <p>活動状況と成果は運営会議に報告し、情報を共有している。当該専門学校では、今後も教育活動とのバランスに留意しながらボランティア活動を推進し、多くの学生、教職員が関わることで地域社会とのつながりを深めることを目指している。</p>